

○南房総市水道事業経営審議会運営規程

平成28年3月31日

水道事業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、南房総市水道事業の経営に関する事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 水道使用者

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。